



国住指第2391号  
平成20年9月30日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長



部分により構造を異にする建築物の棟の解釈について（通知）

部分により構造を異にする建築物の棟の解釈については、住宅局建築防災課長通達「部分により構造を異にする建築物の棟の解釈について」（昭和26年3月6日住防発第14号）において、主要構造部を耐火構造とした建築物の部分と主要構造部の全部又は一部を木造とした建築物の部分とが相接して一連になっており（上下に接続する場合を除く。）、かつ、当該建築物が一定の条件に適合している場合には、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び同法施行令（昭和25年政令第338号）中建築物の一棟の延べ面積の規模に応じて適用される規定の運用にあたり、それぞれの建築物の部分と別棟のものと解釈できるとされてきた。

その後、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）が平成12年4月1日に施行され、機関委任事務及びその処理に関する国の包括的指揮監督権限が廃止されたことに伴い、「地方分権に伴う住宅・建築行政に関する通達の取扱いについて」（平成13年2月19日国住総第15号）により、当該通達は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言とみなすこととされている。

従って、当該通達の取扱いについて、このたび、当該通達は、特段の廃止手続きは行われておらず、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として引き続き有効であることについて、改めて通知する。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対して、この旨周知方お願いする。なお、国土交通大臣及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。



事務連絡  
平成20年9月30日

各都道府県建築主務課長 殿

国土交通省住宅局建築指導課

「建築基準法第三十八条の規定に基づく次の第一から第四までに定める構造の防火壁により区画された建築物で、次の第五から第九までに定める基準に適合し、かつ、当該防火壁により区画された当該建築物の部分をそれぞれ別の建築物とみなした場合に当該建築物の部分が法第二十一条第二項及び法第二十七条第二項第一号の規定に適合するものは、法第二十一条第二項及び法第二十七条第二項第一号の規定にかかわらず、これらの規定によるものと同様以上の効力があると認める場合」（平成6年3月29日建設省告示第1059号）と「部分により構造を異にする建築物の棟の解釈について」（昭和26年3月6日住防発第14号）について

「建築基準法第三十八条の規定に基づく次の第一から第四までに定める構造の防火壁により区画された建築物で、次の第五から第九までに定める基準に適合し、かつ、当該防火壁により区画された当該建築物の部分をそれぞれ別の建築物とみなした場合に当該建築物の部分が法第二十一条第二項及び法第二十七条第二項第一号の規定に適合するものは、法第二十一条第二項及び法第二十七条第二項第一号の規定にかかわらず、これらの規定によるものと同様以上の効力があると認める場合」（平成6年3月29日建設省告示第1059号。以下「平成6年告示」という。）は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第38条の規定に基づき、一定の基準に適合する建築物について、法第21条第2項等の規定にかかわらず、これらの規定によるものと同様以上の効力があると認めるものである。

一方、「部分により構造を異にする建築物の棟の解釈について」（昭和26年3月6日住防発第14号。以下「昭和26年通達」という。）は、主要構造部を耐火構造とした建築物の部分と主要構造部の全部又は一部を木造とした建築物の部分とが相接して一連になっており（上下に接続する場合を除く。）、かつ、当該建築物が一定の条件に適合している場合には、法及び同法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）中建築物の一棟の延べ面積の規模に応じて適用される規定の運用にあたり、それぞれの建築物の部分を別棟のものと解釈できることとするものである。

上記のとおり、平成6年告示は、延べ面積が3,000m<sup>2</sup>を超える建築物等について法第21条第2項等の規定について適用除外を認める告示であり、一方、昭和26年通達は、建築物の延べ面積が3,000m<sup>2</sup>を超えるかどうか等の判断にあたり法及び令中の別棟の解釈を明らかにする通達であって、互いに効力を及ぼし合うものではない。従って、平成6年告示は、建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）の施行に伴って平成12年6月1日に廃止されているが、当該告示の廃止は昭和26年通達の取扱いに何ら影響を及ぼすものではない。

なお、昭和26年通達は、「地方分権に伴う住宅・建築行政に関する通達の取扱いについて」（平成13年2月19日国住総第15号）により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条の4第1項の規定に基づく技術的な助言とみなすこととされている。